

入札説明書等に対する質問回答書

件名：令和7年度小笠原諸島固有森林生態系保全・修復等請負事業

公告日：令和7年3月7日

入札日：令和7年4月18日

質問番号	質 問	回 答
1	(文書名) 「令和7年度小笠原諸島固有森林生態系保全・修復等 請負 事業」仕様書 第4 業務の内容及び実施方法 1. 固有森林生態系修復に係る外来植物駆除・モニタリング等業務 (3) 事後モニタリング業務 オ シロアリモニタリング (ア) モニタリング方法 a. ラインセンサス ・ 「モニタリングはスウォーム時期の5月～7月と、経過確認のため10月～11月の各2回行うものとする」とあり、別紙1-22 に「ラインセンサス踏査エリア」が指定されています。 シロアリモニタリングは、「ラインセンサス踏査エリア」について、スウォーム時期と経過確認の各期間で2日ずつ、計4日間行うという理解でよいでしょうか。 また、1回のラインセンサスを行う人数について指定はあるでしょうか。	・ シロアリモニタリングのラインセンサスは各期間で2日ずつ、計4日間を見込んでいます。 ・ ラインセンサスは1日あたり3人での実施を見込んでいます。
2	(文書名) 「令和7年度小笠原諸島固有森林生態系保全・修復等 請負 事業」仕様書 第4 業務の内容及び実施方法 1. 固有森林生態系修復に係る外来植物駆除・モニタリング等業務 (6) 森林生態系保護地域修復計画の予備調査 ア 調査内容 (I) 計画期間を通じての成果と課題の整理（ヒアリング・環境省、東京都、IBO、野生研、専門家等を想定） 「資料収集及び関係者へのヒアリング等を実施する。」とあり、5団体が想定されています。 ヒアリングの回数は、各団体にそれぞれ何回を見込んでいますか。	・ 各団体へのヒアリングは2回見込んでいます。

3	(文書名)「令和7年度小笠原諸島固有森林生態系保全・修復等 請負 事業」仕様書 1. 固有森林生態系修復に係る外来植物駆除・モニタリング等業務 (1) 外来植物の駆除等 キ 在来植物の移植・播種 (2)事前モニタリング計画 ウ 対象種 エ モニタリング計画 カ 実施時期 (3) 事後モニタリング業務 イ 希少動植物調査 キ 事後モニタリング計画書の作成 (4) モニタリング計画の再編 (6) 森林生態系保護地域修復計画の予備調査 上の複数の項目で「ヒアリング」について記載されています。 ヒアリングを実施した場合、謝金の支払いを見込んでいますか。 ヒアリングには時間の長短があり、ヒアリング方法（対面・オンライン・メール）の違いも想定できます。これらにより、支払い額が異なる等、支払い基準があれば教えてください。	・ヒアリングの謝金は見込んでいます。ヒアリングの謝金は、林野庁の規準に基づき算定しており、方法にかかわらず、時間により支払うことを基準としています。メールの場合はメール本文や添付する資料などの作成時間を含みます。
---	--	---